

# 所得税の確定申告、 町県民税(住民税)申告を忘れずに！



▲詳しくは  
こちら

問い合わせ先 役場税務課 963-1731(直) 香椎税務署 661-1031(代)

## 香椎税務署からのお知らせ

### 令和7年分の申告期限と納期限

○所得税および復興特別所得税・贈与税・・・3月16日(月)

○消費税および地方消費税・・・3月31日(火)

自宅からe-Taxで  
らくらく申告！

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンがあれば、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を活用して、画面の案内に沿って入力するだけで自宅から確定申告ができます。



▲作成  
コーナー

### 申告書の作成・相談を希望する人

#### ○確定申告会場

《場 所》香椎税務署

《開設期間》2月16日(月)～3月16日(月)

午前9時～午後4時受付(入場整理券の配布終了次第受付締切)

※土日祝日は休みです。3月1日(日)のみ確定申告会場を開設します。

#### ○相談の受付方法など

確定申告会場では、午前9時から相談を開始します。

相談を希望する人は、LINEによるオンライン事前予約をご利用ください。

(電話による予約はできません)

[メインメニュー] ⇒ [確定申告相談の申込] から予約！



相談の予約は  
こちら

※当日受付も行っていますが、相談枠に限りがあります。

※相談枠がなくなり次第、当日の受付を終了します。

▲国税庁LINE  
公式アカウント

#### ○必要なもの

申告書作成に必要な書類、スマートフォン、マイナンバーカード

※マイナンバーカードの受け取り時に設定したパスワード2種類が必要です。



マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください！

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続などの利用ができません。

詳細はこちら▶



### 所得税の確定申告の義務がない人

○公的年金の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人

○給与所得者で、年末調整を行い、給与所得以外の所得が20万円以下の人

○所得よりも所得控除が大きい人(所得税がかからない人)

※申告により所得税が戻る場合は、還付のための確定申告ができます。

※上記に該当する人でも町県民税の申告が必要な場合があります。また、年

金からの天引き以外で国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの社会保険料を納付している人や扶養親族の追加がある場合は、それらを申告することで、町県民税が安くなる場合があります。



## 新宮町の申告会場

	年金・給与収入のみの人	営業・不動産・農業などの収入がある人 (事前に収支内訳書の作成が必要です)
会 場		役場 3階大会議室
受付期間		2月16日(月)～3月10日(火)
受付時間		午前9時～11時、午後1時～3時
対 象		令和8年1月1日時点で新宮町に住民登録がある人で令和7年分の収入に係るもの
予約期間	予約は必要ありませんが、先着順となります。 ※パソコンを使って自分で申告書を作成する「自己申告コーナー」も設置していますので、ぜひご利用ください。	2月3日(火)～予約希望日前日の午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く)
予約方法		電話、税務課窓口 または専用予約サイト ※予約はこちら▶ 
受付できないもの	次の人は、役場申告会場での受付はできません。香椎税務署での申告をおねがいします。 ○事業所得、不動産所得および雑所得(年金所得を除く)が300万円を超える人 ○株式や土地・建物などの譲渡所得がある人 ○先物取引所得がある人 ○仮想通貨に関する相談、申告 ○消費税の相談、申告 ○贈与・相続の相談、申告(準確定申告を含む) ○1年目の住宅借入金等特別控除を受ける人 ○過年度分の申告(更正の請求、修正申告を含む)がある人 ○災害などによる損失の控除(雑損控除)がある人	
相島会場 (きずな館)	【受付日】3月11日(水) ※町営渡船が欠航した場合の受付日は、3月16日(月)です。 【受付時間】午前9時～正午 【対象】相島在住の人	

### ◆申告当日に必要なもの

#### 控除がわかるもの

- ▶生命保険、地震保険料の控除証明書
- ▶国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料の支払証明書、社会保険料任意継続分の領収証など
- ▶身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書  
(要介護認定を受けた人)など
- ▶その他控除を受けるための証明書  
(控除を受ける人のみ)

#### 【医療費控除】

事前に作成した医療費控除の明細書

#### 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】

特定一般用医薬品など購入費を集計した明細書

#### 【住宅借入金などの特別控除】

年末残高証明書、計算明細書

#### 【寄附金控除】

寄附金の受領書・寄附金控除に関する証明書

「ワンストップ特例」の申請をした人が確定申告をした場合や、6か所以上の自治体に寄附した場合、特例は無効となります。ワンストップ特例分も含めて必ず確定申告をしてください。

#### 収入がわかるもの

- ▶源泉徴収票・支払調書・支払通知書
- ▶事前に作成した収支内訳書・帳簿や経費などを証明する書類・減価償却の計算など

#### 本人確認書類など

- ▶申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード  
※通知カードは、カードに記載されている住所・氏名などが申告時点と相違ないものに限り、番号確認書類として利用可
- ▶被扶養者などのマイナンバーがわかるもの
- ▶運転免許証など本人確認ができるもの

#### その他

- ▶本人名義の口座番号がわかるもの(通帳など)
- ▶香椎税務署からの「確定申告お知らせハガキ」  
(届いた人のみ)
- ▶利用者識別番号が分かるもの